

那須町立小中学校へのチラシ配信基準

適用日：令和6年7月1日

1 目的

町立小中学校教職員の働き方改革（負担軽減）を目的に、公的機関以外の個人又は団体からの学校へのチラシ配信について一定の基準を定めるものとする。

2 配信する電子データの基準

電子データPDF形式、10MB以下。

3 配信許可基準

学校教育、社会教育又は社会体育に関する展覧会、講演会、体験会、講習会などの催しについて許可する。※紙媒体での配布は原則行わない。

- ①児童生徒を対象としているもの。
- ②商工団体、各種協議会、自治会などが主催する公共性のあるもの。
- ③営利を目的とした集客及び商品等の周知でないもの。
- ④児童生徒の教育活動に有益であると判断されるもの。
- ⑤政治活動、宗教活動または暴力団等の反社会的活動と関連しないもの。
- ⑥その他教育委員会が適正と認めるもの。

4 配信の流れ

- ①配信を希望する場合は、那須町教育委員会に配信申請書を提出する。
※各学校では、配信申請を直接受けることはしない。
- ②教育委員会は、申請内容を確認し、データ配信の可否を申請者へ連絡する。
(申請から1週間程度で可否について返信する。)
- ③データは教育委員会から各学校に送信し、各学校から児童生徒タブレットに配信を行う。

5 配信単位

- ①学校単位(小学校・中学校) ②学年単位

6 特記事項

- ①作文・絵画コンクール等の作品の取りまとめは原則行わない。
- ②教育委員会及び学校は、いかなる損害に対しても一切の保障・費用負担は行わない。
- ③各学校でのチラシの配置は原則行わない。

チラシ配信についてのQ&A

| | |
|----|--|
| Q1 | なぜチラシ等の配布を廃止するのですか？ |
| | A) 学校の教職員は、子どもたちに対する授業、その授業の準備、テストやプリントの作成、生活指導、保護者への対応、部活指導など、授業以外にも膨大な業務を行っています。教職員が、子どもたちと直接向き合い、本来の業務に専念する時間を確保することが、子どもたちの健全な成長につながります。 教職員の働き方改革（負担軽減）を図るため、ご理解をお願いします。 |
| Q2 | 紙媒体での配布は原則行わないということですが、行う場合もありますか？ |
| | A) 営利を目的としたものではなく、児童生徒や保護者を対象とした特別無料招待券などの場合は配布可能です。このような場合においてもデータでの配信について検討いただくと助かります。 |
| Q3 | 町及び教育委員会から後援名義使用許可を受けている場合は、公共性のあるものとして配信許可は出ますか？ |
| | A) 商工団体、各種協議会、自治会などが主催する公共性のあるものを対象としているため、後援名義使用許可の有無については配信許可基準の対象外となります。 |
| Q4 | 子どもたちへの体験活動や習い事などの案内について、配信してもらえませんか？ |
| | A) 体験活動や習い事を行うための対価が発生するものについては、営利目的を伴う案内と判断されますので、新聞への折り込みや広告掲載など、学校の配信によらない周知方法をご検討ください。 |
| Q5 | 配信の許可を受けたら、必ず配信してもらえるのですよね？ |
| | A) 本来の学校業務では無いため、配信を確約するものではありません。 |
| Q6 | 配信の許可を受けられると思っていたのに、許可が受けられなかったために、イベント等の集客や収益が見込みよりも少なく損害が生じた。町教育委員会で保障してもらえないか？ |
| | A) 町教育委員会及び学校では、いかなる損害に対しても一切の保障、費用負担は行いません。 |
| Q7 | 作文、絵画コンクール等の作品の取りまとめも原則行わないとあるが、作品の提出はどのようにすれば良いのか？ |
| | A) 学校では取りまとめは行わず、出品する児童生徒からの直接出品となるため、出品に伴う郵送料などの負担が生じないよう、ご検討ください。 |

ご不明な点がございましたら、教育委員会へお問合せください。

TEL:0287-72-6922

E-mail:gakyo@town.nasu.lg.jp